

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 8月22日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	宇治市源氏物語ミュージアム庭木維持管理業務委託		
業務場所	宇治市源氏物語ミュージアム		
委託期間	令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日 730日間		
業務概要及び条件	剪定・整枝・刈込等		
予 定 価 格	¥2,849,000 (税込)	最低基準価格	¥1,994,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
別紙、「説明会に替えて連絡する事項」に記載のとおり			
入札参加表明書の受付			
提出期限	令和7年8月28日(木) 午後 5時 00分 まで		
提出場所	郵便入札		
添付資料	別紙参加表明書に記載のとおり		
入札予定	予定日 令和7年9月17日(水) 場 所 宇治市役所 本館 8 階 大会議室		
前 払 金	無	部 分 払	有 (7回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。 本件は長期継続契約対象案件です。予定価格は2年分の合計金額です。 。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・入札参加者に必要な資格・条件は次のとおりです。

次の①～④の全てを満たすこと。

- ①参加資格者名簿登録（市内本店）
- ②建設業許可（造園）
- ③一級造園技能士の配置
- ④農薬管理指導士の配置

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。

令和7年8月22日（金）午前9時から

令和7年9月 3日（水）午後5時まで

- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。

- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。

- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。

- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」は、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）よりご確認ください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

庭木維持管理業務委託仕様書

1. 委託期間 令和7年10月1日 ～ 令和9年9月30日

2. 委託者及び委託場所 京都府宇治市宇治東内45-26
宇治市源氏物語ミュージアム

3. 委託業務内容

当該委託場所における樹木等についてその特性を熟知した上で、剪定、防虫薬剤散布、施肥、芝生管理等を行い、樹木の保守管理を行うものとする。具体的内容は以下のとおりとする。

(1) 剪定・整枝・刈込（処分を含む）

植栽地全般及び駐車場横の空地（209.92㎡）について、高木・中木・低木・地被類について年1回以上適宜、芝生については年3回以上適宜実施すること。委託業務範囲は、別紙地図斜線部の土地。

(2) 防虫薬剤散布・地中埋込

植栽地全般の高木・中木・低木・地被類について、年2回以上必要に応じて散布を実施すること。また、地中埋込を年1回実施すること。

(3) 施肥

植栽地全般の高木・中木・低木・地被類及び芝生について適宜実施すること。

(4) 除草

植栽地全般、芝生、及び駐車場横の空地（209.92㎡）について年2回以上実施すること。委託業務範囲は、別紙地図斜線部の土地。

(5) 巡回点検

当該業務を実施するにあたり、委託者からの依頼や、自然災害等必要に応じて巡回・点検を行うこと。

(6) その他

植木の状態を良好に保つために必要な作業については、記載された回数等を超えて行うこと。また、自然災害・害虫の発生など、委託者が緊急に対応を求めた場合には即時対応すること。臨時の薬剤散布等仕様書以外に必要な業務がある場合は、委託者に報告・相談の上行うこと。

(7) 年間作業予定表

契約後、直ちに年間作業予定表を提出し、委託者の承認を得ること。

(8) 報告書の提出

上記（1）～（4）、（6）の業務終了後、14日以内に写真入りの報告書を提出すること。

4. 業務全般に係る留意事項

- (1) 一級造園技能士を配置すること。
- (2) 業務を行うにあたり特別な資格が必要な時は、有資格者を配置すること。
- (3) 年度当初に年間の作業予定表を作成のうえ提出すること。作業実施日については委託者と協議をし、その指示に従うこと。
- (4) 作業実施にあたっては、近隣住民及び来館者や一般通行人並びに職員の通行等の支障にならないよう安全管理に十分配慮すること。
- (5) 作業については原則休館日に行うものとし、バリカン・草刈機等、騒音を伴う作業については、必ず休館日に行うこと。

5. 病虫害防除にかかる留意事項

病虫害被害の早期発見に努め、被害が発生した場合に被害を受けた部分の剪定や捕殺等により病虫害防除を行うよう最大限努めること。

やむを得ず農薬散布を行う場合は、農薬取締法及び農薬を使用するものが遵守すべき基準を定める省令等の関係諸法令を遵守し、次の事項を留意のうえ、農薬の飛散が近隣住民、通行人等に健康被害を及ぼすことがないよう最大限配慮すること。実施に当たっては、必ず、農薬管理指導士等当該地方公共団体が指定する資格を有している者を配置すること。

- ① 農薬の使用に際しては、散布以外の誘殺、塗布、樹幹注入等の方法を検討し、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の区域における農薬散布に留めること。
- ② 農薬取締法に基づいて登録された農薬をラベルに記載されている使用方法及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- ③ 農薬散布は、無風又は風が弱いときなど近隣に影響が少ない天候の日で、休館日の早朝など人通りの少ない時間帯を選ぶとともに、風向き、ノズルの向き等に注意すること。
- ④ 事前に、農薬使用対象樹木に農薬散布を行う旨を表示する等、周辺住民等へ周知すること。又、作業時には立て看板等の表示により、作業員以外の者が入らないよう配慮すること。
- ⑤ 農薬を使用した年月日、場所、対象植物等、使用した農薬の種類又は名称並びに単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について農薬使用簿に記帳を行い、報告を行うこと。

6. 特記事項

(1) 支払方法

委託料は契約金額の8分の1相当額を3ヶ月ごとに支払うものとし、端数については、最終支払時に精算するものとする。

(2) 現場確認

委託場所の現場確認を希望する場合は、委託者に連絡し、日程を調整するものとする。

(3) 上記委託期間中に、委託場所等変更があった場合は、協議の上、変更契約を行うものとする。

全体図(概略図)

